

平成26年度 建設工事請負契約約款等の一部改定について

この度、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」(昭和24年12月大蔵省告示第991号)の一部改定などにより、県の「長野県建設工事標準請負契約約款」が一部改定されました。

これに伴い、佐久市の「建設工事請負契約約款」「設計業務委託契約約款」「建築設計業務委託契約約款」「測量・調査等業務委託契約約款」「工事監理業務委託契約書」の一部を下記のとおり改定しました。

記

1 改定の内容

- (1) 遅延利息、損害金、利息、延滞金の年率(パーセント)を「3.0」から「2.9」に改める。
- (2) 最終条項の「(補則)」又は「(契約以外の事項)」を1条繰り下げ、当該条項の前に「(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)」として、暴力団等から不当な要求を受けた際の市への報告及び必要な措置を求める条項を追加する。
- (3) 「談合その他不正行為による解除」の条項を改正する。

◎各契約約款の改定箇所一覧

	前金払返還利息 (3.0%→2.9%)	履行遅滞の場合 における損害金 (3.0%→2.9%)	解除に伴う措置 (3.0%→2.9%)	賠償金等の徴収 (3.0%→2.9%)	暴力団の不当 介入報告義務 条項の追加	談合その他不正 行為による解除
建設工事請負 契約約款	第34条(A)第6 項及び(B)第9 項	第45条第2項 及び第3項	第49条第3項	第52条第1項 及び第2項	第55条を第56 条とし、第55条 に追加	第46条の2
設計業務委託 契約約款	第34条第6項	第41条第2項 及び第3項	第46条第1項 及び第2項	第49条第1項 及び第2項	第51条を第52 条とし、第51条 に追加	第42条の2
建築設計業務 委託契約約款					第51条を第52 条とし、第51条 に追加	第42条の2
測量・調査等 業務委託契約 約款					第51条を第52 条とし、第51条 に追加	第42条の2
工事監理業務 委託契約書		第35条第2項 及び第3項		第44条第1項 及び第2項	第46条を第47 条とし、第46条 に追加	第37条

2 適用年月日

平成26年4月1日以降に締結する契約から適用

3 留意事項

- (1) 改定後の契約約款は、佐久市ホームページ(「入札情報/入札結果」→「建設工事・建設コンサルタント等の業務」→「入札・契約関係様式」)に掲載しました。

平成26年4月1日以降に契約書を作成する場合は、必ず改定後の契約約款を使用してください。

- (2) なお、佐久市ホームページ(「入札情報/入札結果」→「建設工事・建設コンサルタント等の業務」→「入札・契約関係様式」)に「契約書作成の手引き」を掲載しましたので、契約書作成にあたり参考としてください。

お問い合わせは
佐久市 企画部 契約課 契約係
TEL:0267-62-3084(直通)
FAX:0267-62-2321(直通)
E-MAIL: keiyakukensa@city.saku.nagano.jp